平成３１年度　学校安全総合支援事業　実施要項

1　目　　的

　自然災害や登下校中等の事故、事件等の発生を踏まえ、地域・学校園の抱える安全上の課題に対して、幼児児童生徒の「自らの命を守り抜こうとするための主体的に行動する態度」や「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」等を育成する教育手法を開発するとともに、学校園の安全管理体制や地域住民・保護者・関係機関との連携体制を構築するなど、実践的な取組みを支援し、その成果を府内へ周知・普及することを目的とする。

2　事業内容

（ア）「地域安全マップづくり」を通しての防犯教育の推進・支援事業

　「地域安全マップづくり」に取り組み、その過程において児童生徒の危険予測能力及び危機回避能力の向上を図り、犯罪や事故に巻き込まれない児童生徒を育成する。

（イ）スケアードストレイト教育技法を活用した交通安全教室推進・支援事業

　委託事業として「スケアードストレイト教育技法」を活用した交通安全教室を実施し、児童生徒の自他の生命を守ろうと主体的に行動する態度を育成する。

（ウ）学校防災アドバイザー派遣事業

　防災に関する学識経験者を学校防災アドバイザーとして地域・学校園に派遣し、「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領」、地域の実態に応じた避難訓練などに対する指導・助言を行い、危機管理体制の充実を図る。

（エ）災害ボランティア活動の推進・支援事業　（対象：府立学校・私立学校の高校生）

　生徒が被災地を訪問し、ボランティア活動等の取組みを行い、そこでの学びを各学校に周知することにより、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神を育成するとともに、生徒の防災意識を高め、安全で安心な社会づくりに貢献する「自助・共助」の精神の普及を図る。

（オ）学校安全に係る学校間の連携の推進・支援事業

　先進的な学校安全を実践する学校との交流を通じて、学校安全に係る中核教員を養成し、組織的な学校安全体制の構築と安全教育の充実を図る。

（カ）委員会等の設置・開催

大阪府教育庁は以下の委員会等を設置・開催する。

①　「安全教育推進委員会」

　本事業を円滑に推進するため、学識経験者、府防災部局担当者、府道路部局担当者、府防犯部局担当者、学校長、養護教諭、ＰＴＡ、府私立学校担当者、府教育庁等で組織する「安全教育推進委員会」を設置する。「安全教育推進委員会」組織や詳細については、別途設置要綱に定める。

②　「学校防災アドバイザー連絡協議会」

　学校防災アドバイザーに事業の趣旨、実施方法等の共通認識を図るため、「学校防災アドバイザー連絡協議会」を開催する。

③　「『地域安全マップづくり』連絡協議会」

　事業実践校の担当者に、事業の趣旨、実施方法等の共通認識を図るため、「『地域安全マップづくり』連絡協議会」を開催する。

④　「学校安全総合支援事業 成果報告会」

　本事業の事例発表や安全に関する有識者の講演を通して、効果的な指導方法等を府内の学校に広げるとともに、更なる安全教育の普及を図るため、「学校安全総合支援事業 成果報告会」を開催する。

3　実施期間

・それぞれの事業について、別途、実施細則で定める。

4　その他

・本事業実施にかかる詳細については別途定める。
・各事業を重複した申請も可とする。